

平成24年第2回宗像市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

日 時	平成24年7月26日（木） 14時00分～16時30分
場 所	宗像市役所2階 201会議室
出席者	委員：井上 禎男、櫻木 榮紀、上中 幸子、古賀 千種、前田 誠 市：永尾総務部長、総務課（石松課長、徳永係長、本田、吉田）、郷土文化学習交流課（山田）、国保医療課（上島係長、北島）、健康づくり課（篠原課長）、教育政策課（安部課長、秦係長、菅原）、税務課（立花課長、高野係長、楠係長）、建設課（永島係長）、保健福祉政策課（中村課長、五十里）、経営企画課（田中係長）、男女共同参画推進課（山本課長、早川係長）、宗像地区事務組合（福丸係長）
欠席者	
次第	1 委嘱状交付 2 委員及び事務局の紹介 3 審議会について 4 会長及び副会長の選任 5 前回会議録（平成24年第1回）の確認及び前回付議事件の報告 6 議題 （1）付議案件の審議 （2）災害時要援護者支援事業について（保健福祉政策課） （3）宗像地区事務組合（水道事業）への個人情報の提供について （4）報告事項 7 その他 次回開催日の調整

1～3 略

4 会長及び副会長の選任

会長については井上禎男委員、副会長については櫻木榮紀委員が選任される。

5 前回会議録（平成24年第1回）の確認及び前回付議事件の報告

平成24年第1回の会議録について確認を行い、承認される。

本日の会議録の署名は、次の会議のときに、井上会長と櫻木副会長にお願いする。

6 議題

（1）付議案件の審議

第6号「埋蔵文化財事前審査帳簿の整理及びデジタル化業務の委託に係る個人情報の提供について」

【郷土文化交流課】埋蔵文化財業務（遺跡を発掘する業務）に関して、開発を行う際、不動産会社や個人から申請があがってきます。現在、平成3年から約20年分の帳簿があり、それらの帳簿に基づいて、同じ土地の案件については、過去と同じ回答をするなどの業務を行っています。現在、件数が3,000件を越えていますが、紙の帳簿で管理しているので、今年度、緊急雇用対策事業を利用して、デジタル化して検索・閲覧できるシステムを構築しようと考えており、この業務の委託業者に個人情報を提供することに関して意見を求めるものです。提供する個人情報は、開発行為を行おうとする者の氏名と住所と

電話番号、開発予定地区の地番・面積・所有者の氏名と住所と電話番号、開発行為の目的です。

【委員】委託の話になりますので、個人情報保護条例上は第 11 条の規定との関係になるのでしょうか。第 11 条は「実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託するときは、当該個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。」というものです。必要な措置との関係でどうなのかという話になってくるかと思いますが、3,000 件という数をどうみるかということもありますが、まず、確認させてください。この業務は、どういう業者に委託するのですか。選定の経緯はどうなっていますか。

【郷土文化学習交流課】市の契約事務の規定に基づき、現在、入札手続中です。個人情報については、きちんとした管理のもとで取り扱うように仕様書に記載しています。

【委員】市は、委託先の監督義務がありますからね。責任問題が出てきますので。委託契約条項の中で、守秘義務や業務終了後のデータの廃棄などをきちんとつめた上で契約をしておかないといけないですね。その確認を徹底していただきたいと思います。入札を経て契約するので、おそらく大丈夫だと思いますが。

【総務課】市の契約全般にいえることですが、業務委託の際には、個人情報取扱いの誓約書を必ずつけるようになっています。

【委員】受託者のほうも、第 11 条の規定がありますから、双方の取り決めに基づいてきちんと管理はされると思いますが。

【委員】3,000 件とあるが、1 年で終わりますか。

【郷土文化学習交流課】単年で終わります。

【委員】提供する項目は必要最低限ですか。

【郷土文化学習交流課】そうです。

【委員】いったん電子データ化したら、これから先もずっと利用するのですか。

【郷土文化学習交流課】そうです。毎年 300 件くらい増えていきますので、毎年委託して追補する必要が生じると考えています。

【委員】情報は変わることがありますよね。

【郷土文化学習交流課】一番重要視しているのは、ひとつの土地に対してどういった回答をしたかということ、土地の履歴です。土地の所有者等は変わることがあります。

【委員】年に 300 件あるとのことだが、そのたびに審議会にかけるのか。

【郷土文化学習交流課】毎年 300 件発生しますが、スキヤニングの作業があるので、それを委託することを考えています。

【委員】新たに委託をする際は、この審議会にかけるということですね。

【委員】統合型GISとは、どういったものですか？

【郷土文化学習交流課】地図の情報を市役所内で共有するというものです。将来的には、地図上で、履歴を照合したり検索したりできるようにしたいと考えています。作業の効率化のために行っている作業でもあります。

【委員】データ化した情報は、外にでるものではなくて、宗像市の中で使用するのですよね。

【郷土文化学習交流課】そうです。文化財担当課からしか見えないようにする予定です。他の課からは見えないようにするように考えています。

以上の審議の結果、第 6 号は、提案のとおり承認された。

第7号「平成24年度柔道整復診療報酬明細書（レセプト）の点検照会等業務の委託に係る個人情報の提供について」

【国保医療課】国保医療課では、診療報酬のレセプト点検を行って、医療費を適正に請求していただくための取組をやっています。今年度から柔道整復のレセプト点検に取り組みますので、新たに業務を委託するものです。

今まで、柔道整復については、レセプト点検をやっていませんでしたが、中身について問題のあるものがあり、適正化を図っていこうという趣旨です。厚生労働省からも、適正にするようにという通知もきています。このため、宗像市でも問題に着手し、レセプトの点検を委託するにあたって、受託者に個人情報を提供するものです。なお、個人情報の受渡しについては、直接取りにきていただくか、セキュリティ便でやりとりをして、情報が他にもれることがないようにしたいと思っています。

【委員】宗像市固有の話というより全国的な流れなのですね。取り扱う情報は、医療情報で、いわゆるセンシティブ情報なので特に慎重にしないとイケませんね。本人が来れば、本人確認できるので問題ないですが、セキュリティ便を使うということになると、その部分も外部に委託するということですよ。ここから個人情報がもれる可能性もなきにしもあらずですので、こちらの委託も徹底しないとイケませんね。委託先はどういうところになりますか。

【国保医療課】レセプト点検を専門的にやっている業者で宗像市の業者登録を行っている3社が、現在柔道整復のレセプト点検をしています。3社ともプライバシーマークを取得しています。

【委員】どんな点検をするのですか。

【国保医療課】通常の医療のレセプト点検は、点数が間違っているのが把握しやすいです。柔道整復は、骨折、脱臼、打撲と捻挫しか保険給付の対象にならないが、年齢からくる肩こり、腰痛など実際は保険給付の対象でないものを、捻挫などの対象となる症状にして、柔道整復師が出しているのではないかと全国的な問題になっています。この問題は、レセプトを見ただけでは分からず、施術所と傷病名が一致しているか、受診日を多く請求していないかなど本人に照会して点検するしかないの、今まで手を付けられていませんでした。それでも、問題が大きくなってきたので、国から、国が特別調整交付金で助成する形で、市町村に取り組むようにと、通知がきています。

【委員】本人に対する調査照会があるのですか。

【国保医療課】まず、保険給付対象の受診とはこういうものですよという啓発文書とともに、照会文書を送るということになります。今までやっていなかった取組ですので、施術者、本人にこういうことをやりますよということを通じた上で、医療費の適正化を図らせていただきますという流れになります。

【委員】業者に対する警告みたいなものですね。

【委員】受診者が高齢者などで、確実な回答ができない場合はどうなりますか。

【国保医療課】本人が分かる範囲で回答していただき、施術所にも確認の上、確実なものだけに対して行うようになります。

【委員】この問題は、お金の問題なのですよ。

【国保医療課】保険給付の対象でないものを保険給付の対象として請求されていることが問題になっています。あいまいなところを正して、医療費の適正化を図ろうという趣旨です。

【委員】委託業者が、これはおかしいという判断までするのですか。

【国保医療課】そうです。仕様書の中で、どういうものに関して抽出してくださいという条件をあげています。厚生労働省の通知に添う形で、市から指定しています。

【委員】それが出てきた場合の宗像市の対応はどうなるのですか。

【国保医療課】問題点が発生した場合は、施術所に確認して、誤りであれば過誤でレセプトを返戻しますが、双方が食い違ったままであれば、施術所ごとに一覧にして、あまりにも問題があれば、県や厚生局に通知するという流れになっています。

【委員】市が踏み込んだ措置をすることはしないのですね。

【国保医療課】そうですね。施術所が認めた確実な分だけは、レセプトをお返しするようになります。なかなか踏み込んで、適正にするのは、難しいかなと思います。

【委員】経費をかけてするのですから、それなりの効果は求めなければいけませんしね。

【国保医療課】今まで全然やっていなかったもので、それなりの効果はあがるのではと思います。

【委員】セキュリティ便については、もう少し正確につめていただきたいなと思います。

【国保医療課】本来、事業所に来ていただくという条件を考えていたのですが、厚生労働省が決めている分では、市に決定権があるため、何度も市とやり取りが発生して、事業所が東京や大阪にあると取りにくるのが大変なので。契約で個人情報について取り交わしますし、ネットだと情報が流出するかもしれないので、現物を渡すということで、情報の流出を防ぎたいと考えています。

【委員】受託者も、信用の問題もあるので変なことはしないと思いますが、万一のこともありますので、使用する場合はよく確認をお願いします。

【国保医療課】使用する場合は、よく確認するようにします。

以上の審議の結果、第7号は、提案のとおり承認された。

第8号「平成24年度特定保健指導の電話勧奨業務の委託に係る個人情報の提供について」

【健康づくり課】高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施している特定健康診査の結果により、特定保健指導の必要がある人に対して特定保健指導を受けるよう勧奨する業務を、民間の健康増進施設に委託するものです。提供する個人情報の項目は、特定健康診査の日、氏名、生年月日、年齢、電話番号と特定保健指導利用券の番号及び有効期限です。提供する個人情報の件数は、220件です。

内容については、資料にありますが、健診結果相談会を開催して、来所しなかった場合に、健診結果の内容を郵送するとともに、特定保健指導実施施設、現在はユリックスのアクアドームで昨年から特定保健指導を受けてもらっていますが、今年は、名簿を渡して、自分のところの施設を利用して特定保健指導を受けてもらうよう電話で勧奨してもらいます。名簿の人への電話勧奨が終了したら、施設から市へ結果報告してもらい、それでも連絡がつかない場合は、市から再度、管理栄養士と保健師が訪問して個別の特定保健指導を実施しています。

【委員】業者からの勧奨のほうが、実際に効果があるものですか。

【健康づくり課】内容や効果も含めて細かい説明ができると思います。また、平日は、市の職員も案内できますが、休日でないで連絡がとれない人もいると思われます。休日でも健康増進施設は開いていますので、効果は非常に大きいかなと思います。

【委員】保健医療に関する情報なので、いきなり電話がかかってくると、なんで私のことを知っているのだろうか、とならないのでしょうか。

【健康づくり課】いきなりではなく、特定保健施設から連絡があるということを郵送の時点でお知らせをします。

【委員】基本的には市の直営でやっていて、郵送の段階で、他の施設から勧奨があるということになると、なんで情報を出すのかということにならないのでしょうか。

【健康づくり課】今までは市が電話勧奨をやっていましたが、利用者の増加につながらず、休日に職員が出てきて電話勧奨するのかという問題もあるし、市の直営ではあるが、委託をしているので、受託業者が責任をもって状況を説明したほうが、施設の紹介にもなるし、細かい体制の説明にもなるかと思えます。

【委員】委託する段階での取り決めを、きちんとやっておかないといけないと思うんですけれども。実際にこれで効果が上がればいいのですが。

【委員】特定健診は、目標が決まっているのでは。これを行うことで効果があがるのですか。

【健康づくり課】情報提供してもらって、自分が利用できる情報を知ってもらうことが大事だと思います。

【委員】分かりやすく言うと、宗像医師会病院で検診を受けると、医師会病院から電話がかかってくるということですか。

【健康づくり課】医師会病院は、今年は、特定保健指導をやっていません。今は、具体的にいうと、ユリックスアクアドームが健康増進施設として手をあげていただいています。医師会病院は、診断はしていますが、特定保健指導は行っていません。

【委員】特定保健指導利用券は、市が発行しているのですか。

【健康づくり課】今まではありませんでしたが、今後発行しようと思っています。厚生労働省認定の健康増進施設としてユリックスのアクアドームは認定されていますので、運動と食による生活習慣の改善に関する施設利用について、半年間半額助成をして、施設を利用して運動などについて習慣づけをして健康維持に努めていただければと考えています。

【委員】受診率の問題ですが、受診率があがらないのは、受診施設、健診場所の問題と聞いていますが、時間もかかると聞いていますし。

【健康づくり課】受診率については、平成 21 年度と比べて、平成 22 年度に少し落ち込みましたが、平成 23 年度は元通りに持ち直しています。受診機会を年間 130 回ほど設けていますし、時間がかかるという意見も聞いていますが、自分の健康のことですから、時間はかかるかもしれないが、自分自身のために健康診断を受けて健康状態の確認をしていただきたいというのがお願いします。

【委員】受診者が増えても、健康増進施設の受入れは大丈夫なのでしょうか。

【健康づくり課】受診者が増えても、受入れは可能です。

【委員】医療保健情報の外部委託ですので、電話勧奨とはいえ、受託者との取り決めはきちんとしてください。

以上の審議の結果、第 8 号は、提案のとおり承認された。

第 9 号「宗像市立小中学校全校統一学力テスト・学習意識調査業務委託に係る個人情報の提供について」

【教育政策課】一昨年、昨年と承認いただいたものと同じ案件です。市内全小中学生を対象に学力調査と学習意識調査を実施するに当たり、専門の事業者へ委託していますので、その事業者へ個人情報を提供するものです。

資料の訂正ですが、提供する個人情報の項目の中で、小学生の科目が国語及び算数となっていますが、今年度からこれに理科と社会が加わります。この 2 教科は、5、6 年のみ行います。

基本的には従来どおりですが、今年から付け加えた項目があります。(8) 学習意識調査における回答というところです。学習意識調査は、従来、市が学校を通じて独自で行っていましたが、市でアンケー

ト項目を作って実施し、業者さんには情報提供していませんでした。ただ、生活状況と相関関係を見て、生活状況から学習状況を伸ばしていく必要もあるということで、学習意識調査も委託して、相関関係を出してもらいたいということで、この項目を新たに加えたものです。

【委員】委託先の選定についてですが、毎年変わっているのですか。

【教育政策課】毎年、校長を中心とする選考委員会を設けて、業者のプレゼンテーションを聞いて、選考しています。

【委員】手をあげているところは、いずれも一定のノウハウを持っているのですよね。

【教育政策課】はい。一定の条件を備えています。

【委員】新しい項目ですが、学習意識調査の回答が必要だと業者からいわれたのですか。相関関係の回答も、もらえるのですよね。

【委員】こちらからです。アンケート様式も備えている業者です。いままでは、それを使わずに学力テストだけを委託していましたが、それも今回一緒に委託しますので、回答も一緒に返ってきます。

【委員】新しく加わる点に関して、問題が生じるということは考えられますか。

【教育政策課】調査自体は今までも行っていましたし、学力調査の項目にこの項目が加わっても、特別問題が生じるということはないと考えます。業者も、数字でデータ処理しますので、特定の個人を使ってなにかするという事はないと思います。

以上の審議の結果、第9号は、提案のとおり承認された。

第10号「固定資産税相続人調査業務委託に係る個人情報の提供について」

【税務課】例年審議をお願いしている分です。来年度の課税に向けて、今年の後半から来年のはじめにかけて、業務を委託するものです。項目、件数等特に変更はありません。

【委員】この業務の委託先は、税理士さんになるのですか。

【税務課】司法書士さんです。司法書士会に委託して、会員の司法書士さんが業務をされます。

【委員】司法書士さんは、法律で守秘義務がありますので、大丈夫ですね。

【委員】件数が50件というのは。

【税務課】固定資産税が死亡者に課税されているものは、全部で数千件になりますが、全員について調査するのは現実問題としてできません。納税代表者に課税して、納税がある分は支障なく完結するのですが、死亡者名で課税して滞納になった場合に、滞納整理、滞納処分という段階に入りますが、法的手続に入るときは、死亡者課税では差し押さえができないので、税法の規定により相続人全員に通知を出さないといけません。納税義務の承継をして、全員に通知をださないといけないということになるので、滞納に関するものを中心に調査するのが、50件程度です。

以上の審議の結果、第10号は、提案のとおり承認された。

第11号「固定資産税業務支援システム異動データ更新業務委託に係る個人情報の提供について」

【税務課】次の年の固定資産税の課税に向けて、その年に異動があった物件について、土地でいえば分筆や地目変更、家屋であれば新築や滅失があるのですが、税務課が持っている独自の課税支援システムに取り込む前に、課税の状況を整理する業務を委託しているものです。

【委員】件数が多いですね。

【税務課】土地は、ほぼ全筆です。土地は全件課税計算しなおしますので。家屋は新築、増築の件数です。

【委員】毎年の業務のようですが、運用上、特に問題は生じていませんか。

【税務課】システム開発業者に委託していて毎年同じ業者ですし、情報の管理についても心得ていますし、こちら管理しながら進めています。

以上の審議の結果、第11号は、提案のとおり承認された。

第12号「平成25年度市税納税通知書等の製本封入業務委託に係る個人情報の提供について」

【税務課】件数は、納税通知書の件数です。

【委員】この種の業務は、誤封入のケースが出てくることが考えられるので、十分注意を払った上で作業をお願いします。

【税務課】税情報は個人情報の最たるものなので、十分注意しながら進めていきます。

【委員】徹底をよろしくをお願いします。

以上の審議の結果、第12号は、提案のとおり承認された。

第13号「市県民税データパンチ業務委託に係る個人情報の提供について」

【委員】データパンチとはどういう業務ですか。

【税務課】入力作業のことです。入力者の人は、キーパンチャーと呼びます。

【委員】業界用語なので、データ入力作業と変えたほうがいいのではないのでしょうか。

【税務課】検討します。

【委員】件数が多いですね。

【税務課】各会社から給与報告書が数万件単位であがってきますので、膨大な数の処理になります。

【委員】入力ミスが怖い話ですので、その辺の委託先監督をお願いします。毎年同じ業者ですか。

【税務課】この分は、指名競争入札で業者を選定しますが、情報の管理は、入札の条件としています。

以上の審議の結果、第13号は、提案のとおり承認された。

第14号「土地売買契約書等に係るマイクロフィルム及びCD-ROM化業務委託に係る個人情報の提供について」

【建設課】毎年、道路拡張等で用地を買収したり補償したりするので、これについて契約をしています。前年度の分をマイクロフィルムとCD-ROM化して、パソコンで検索できるようにしています。

【委員】市で永年保存するにあたって、ペーパーレスにして、マイクロフィルムとCD-ROMにして検索しやすくしているということですか。

【建設課】そうです。マイクロフィルムは耐用年数500年といわれていますので、紙で残す原本のペーパーとマイクロフィルム、それからCD-ROMで検索しやすいようにしています。

【委員】業務委託先の選定についてはいかがですか。

【建設課】検索システムを作った富士マイクロビューというところに見積りを依頼しています。金額も10万円以下です。

【委員】委託の契約内容については、きちんと精査されているのですよね。

【建設課】はい、それはやっています。件数は40件から50件です。以前のように新設道路を作ることがあまりないので、道路幅幅に伴うものが主です。

以上の審議の結果、第14号は、提案のとおり承認された。

第15号「平成24年度共同募金運動支援に係る個人情報の提供について」

【保健福祉政策課】例年の業務です。変更点は特にありません。

【委員】自治会長さんから、なぜ情報を出すのかといわれるようなことはないのですか。

【保健福祉政策課】そうですね。

【総務課】自治会長に就任してもらうにあたり、自治会長の職務をまとめたものを渡していますしね。

以上の審議の結果、第15号は、提案のとおり承認された。

第16号「宗像市民生委員児童委員の地域活動支援に係る個人情報の提供について」

【保健福祉政策課】例年の業務です。提供する相手先は、民生委員と児童委員の153人です。

【委員】相手先が、民生委員さんと児童委員さんですから、特に問題なさそうですね。

以上の審議の結果、第16号は、提案のとおり承認された。

(2) 災害時要援護者支援事業について

【保健福祉政策課】災害時要援護者支援事業について、ご報告します。平成20年3月にこの審議会にかけさせていただいた案件です。災害時に、認知症など一人で逃げられない人に対して、自治会単位で支援をする体制を作るということではじめた制度です。どこにどのような状態の人が何人位いるのか把握するために、市が持っている福祉の情報、介護情報等、候補者の条件を決めてリストアップしたものを、取り組んでくれる自治会と協定書を結んで、提供しています。審議会でもいただいた意見、条件を付けることや本人に説明をすることなどの意見を踏まえて毎年行っている事業なので、経過報告ということで、例年報告しているものです。143自治会のうち、協定書を結んでいるのは、38自治会です。対象となる人に、仕組みを説明して、あなたの情報をくださいということで、対象者の台帳化をしており、台帳の登録者が1,342人です。台帳の取扱いについても、協定書に定めています。冊子は、市役所と自治会長と民生委員で1冊ずつ、コピー不可ということでやっています。

【委員】今まで約束に反して個人情報が利用されたというケースはありませんか。

【保健福祉政策課】ありません。

【委員】取組が始まってある程度の時間がたっています。現在38自治会ということですが、増えていない理由は为什么呢。

【保健福祉政策課】自治会のほうも、個人情報を取り扱うことに対して、疑義を持っている方もいらっしゃると思います。この仕組みを進めていく目的は、地域での共助をどのように進めていくかということですので、自主防災の取組の大きなところから説明をしています。当初考えたよりも進みが遅くはありますが、目的があるので、拙速に進めても目的は達成されませんので、地域の理解にあわせて進めていこう

と思っています。

【委員】そうですね。当初目的の達成という意味ではばらつきがでてきていますね。

【委員】自治会としては、独自の立場で取組をしているところもあり、いろいろな形で、それぞれの立場を考えながら、取組をやっているところも結構あるのではないかと思います。

【委員】地域の問題ですので、自治会の中で、それをいかしていただいていた方がいいと思います。

【保健福祉政策課】すでに個別の方法で助け合っという取組をしている自治会もありますので、実質的なところで、目的は担保されているということですので、そういう自治会も数としてはございます。

【委員】自治会と市がきちんと連携できていけば問題は生じないからですね。この制度に乗せるとすれば、個人情報の取扱いということになるので、書面なりできちんとするのが要件になりますね。制度に乗せていないところでも、機能していればそれはそれでいいのかなと思います。

【保健福祉政策課】地域で独自の取組を行っている自治会も併記するように、来年以降は様式を改めたいと思います。

(3) 宗像地区事務組合（水道事業）への個人情報の提供について

【経営企画課】平成 22 年 4 月に福津市と水道事業を宗像地区事務組合に統合するに当たり、平成 22 年 3 月の審議会に電子計算機の結合について付議し、承認をいただきました。その後 4 月から宗像市役所の中の宗像地区事務組合宗像営業所で、事務組合職員がオンライン結合した端末の操作をしていました。24 年 10 月以降、民間事業者へ水道業務の一部を委託するようになり、宗像営業所も廃止する予定です。廃止に伴い、オンラインの結合はなくなります。オンライン端末でやっていた水道中止や開始の受付、滞納処分などを、事務組合が直接行うようになりますが、本人確認等の際にオンラインがないので、事後になります。事務組合から文書で個人情報提供の申請をいただき、市から回答するというやり方に変更しようとするものです。

【委員】水道事業の一部が民間委託になるということですが、具体的にはどのような事務が委託されるのでしょうか。

【宗像地区事務組合】水道、下水道の料金に係る検針、調定、収納の業務です。

【委員】そうすると、信用情報ですので、個人情報としては重たいですね。

【宗像地区事務組合】宗像市からもらう情報は、住民基本台帳上の住所があるかどうかということや、実際居住しているかどうかの確認など、未納者の搜索上、住民基本台帳がどこにあるか知りたいということです。市から信用情報をもらったりすることはありません。

【委員】民間事業者は、どんな業者ですか。

【宗像地区事務組合】平成 14 年度から、厚生労働省で認可されて、業者委託していいようになっていますので、それに基づいた業者が全国にいます。その中から I S O 27001 やプライバシーマークを取得している業者に業務を発注します。

【委員】個人情報保護法より厳しい要件を課していますので、相手方としては信頼できるということですね。電子結合を廃止するのですか。

【宗像地区事務組合】現在、事務組合に派遣されている宗像市職員で、オンラインのパスワードをもらっている職員が、宗像市に来てオンラインを操作していますが、委託になると、宗像市の職員がいなくなる可能性があり、パスワードも出せなくなるので、いったんオンラインの結合をお返しして、住民基本台帳法等に基づいて、正式に文書を出してもらいましょうという考え方です。

【男女共同推進課】DV被害者支援ということで、庁内ではすでに、被害者の保護という観点から、住民票等の閲覧制限での支援を行っています。市民課から情報をもらいながら、担当課に名簿を配っています。以前、市の水道課で窓口業務をしていたときは情報を提供していました。現在、事務組合には、情報提供をおこなっていないので、改めて、DV支援者の一覧表を配って、あちらでも管理をきちんとしながら保護に当たってほしいということで、名簿の提出を行うものです。基本的に、DV法の中で、地方公共団体は支援を義務付けられているので、できるだけ連携しながら、事件が発生しないような取組を考えています。現在、全体で42件ほどの支援の措置をしています。宗像市で措置する、他市町村で措置するという2通りの方法がありますが、宗像市に住んでいて支援措置をしているのが17、18件ほどあり、名簿については、宗像市に住んでいて水道を使っている可能性のある人の分を出したいと思います。それ以外にも別途協議しながら、本人の了解を得た上で名簿の提供をしたいと考えています。

【委員】シェルターの分はこの中に入っていますか。

【男女共同参画推進課】入っていません。シェルターの分は、表に出てきません。加害者が住所を探し当てるといえることがあるので、その分を保護するために、住民票の閲覧を制限しています。事務組合で懸念されますのが、納付書の発行依頼があったときで、DVであるということが分かれば、納付書の発行を止めるということでの取扱いになります。

【委員】加害者に漏れるというのは、時々耳にしますし、徹底した管理の必要が出てくるでしょうね。水道の使用という観点から、どういうことが考えられますか。

【男女共同参画推進課】例えば、加害者に納付書を発行したら、納付書に書いている住所をもとに押し入るといえることが考えられます。

【委員】他の課との連携はどうなっていますか。

【男女共同参画推進課】資料にも書いていますが、DV被害者についてはその旨を市民課で入力しており、その人をシステムで検索すると、住所欄が非公開になり、DV被害者であることが分かるようになっています。このシステムを使用している課については、全庁で連携が取れるようになっているということです。

【委員】プライバシーマークを取得している事業者であっても個人情報漏れいする場合がありますので、十分に注意していただきたいと思います。

(4) 報告事項

報告事項第2号「保有個人情報の目的外利用に係る報告及び承認について」

【総務課】今回は18件の目的外利用について報告し、承認を求めます。外部に提供しているものは、最後の自衛隊福岡地方協力本部に出しているものです。自衛隊法施行令に基づいて提供しています。出さなければいけないわけではありませんが、協力しなさいというものです。

【委員】目新しい案件はありますか。

【総務課】自衛隊の分です。今回から自衛官募集の事務が市民課から総務課に移管されたのですが、市民課のときは、名簿の閲覧はさせていましたが、名簿は渡していませんでした。

【委員】総務課に変わって、総務課の方針として、法令上の根拠があるからだとしてもいいかということですかね。最終的に市の方針として出すということでしょうね。ちなみに、他の自治体はどういう取扱いですか。

【総務課】出していないところ、閲覧のみのところ、出しているところとまちまちでした。

【委員】出した後、自衛隊はどう利用するのでしょうか。

【総務課】確認したところ、パンフレットをポスティングするだけとのことでした。

【委員】それは、分かりませんが。再度確認ですが、法令上の根拠があるということですね。市の方針としてこれからそういうふうにするということであれば問題はないと思いますが。違法な行為ではありませんし。ただ、クレームが来た場合は、説明責任がありますから、法令上の根拠に基づいて情報提供しているということはいえないといけませんね。

審議の結果、報告事項第2号は、承認された。

7 その他

次回開催日の調整

次回開催日は、平成24年11月20日（火）10：00（201会議室）とする。

以上会議録は、事務局の調整したものですが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成24年 月 日

会 長

署名者